

北海道労働政策協定

北海道(以下「甲」という。)、厚生労働省北海道労働局(以下「乙」という。)及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「丙」という。)は、それぞれの強みを発揮し、緊密に連携・協力しながら、より効果的な雇用対策及び産業人材の育成に取り組むため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携し、様々な施策を密接な関連のもとに円滑かつ効果的・一体的に実施することにより、北海道における雇用失業情勢の改善や職業能力の開発・向上を促進し、もって、人材力の強化及び全員参加の社会の構築に資することを目的とする。

(事業内容等)

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事業等を一体となって、積極的に展開する。

- (1) 若年者等に対する就業支援
- (2) 産業振興と雇用創出の一体的な取組
- (3) 労働者等の職業能力開発機会の拡大とキャリア形成に向けた支援
- (4) 就業環境整備の推進
- (5) 雇用関係情報の共有
- (6) その他甲、乙及び丙がその都度必要と定めた事業

(要請等)

第3条 甲、乙及び丙は、前条に掲げる事業等について、それぞれが実施する施策を推進するため、相互に必要な要請を行うことができる。

2 甲、乙及び丙は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(事業計画の策定等)

第4条 甲、乙及び丙は、この協定書に基づき、毎年度、数値目標を定めた事業計画を策定し、事業等を実施する。

2 甲、乙及び丙は、事業等の実施後、実績を取りまとめ、実績の評価・改善策等を検討する。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めることとする。

本協定の成立を証するため本書を3通作成し、甲・乙・丙3者自署名の上各1通保管する。

平成27年8月25日

北海道知事

厚生労働省北海道労働局長

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事長
